

## 令和3年度 保育認定(2号・3号認定)子どもの利用者負担(保育料)

年齢区分及び階層区分		3歳未満児		3歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	15,600	15,440	0	0
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	24,000	23,680	0	0
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	35,600	35,120	0	0
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	48,800	48,080	0	0
第7階層	所得割課税額 301,000円以上	64,000	63,040	0	0

第2階層 (特例)	市町村民税 非課税世帯のうち ひとり親家庭等	0	0	0	0
第3階層 (特例)	所得割課税額 48,600円未満のうち ひとり親家庭等	7,200	7,100	0	0
第4階層 (特例)	市町村民税 48,600円以上 77,101円未満のうち ひとり親家庭等	7,200	7,100	0	0

### 【保育料の算定方法】

保育料の額は4月から8月までは令和2年度分、9月から3月まで令和3年度分の市町村民税額を基に決定します。

市町村民税均等割のみ課税されている世帯の区分は、第3階層となります。

階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除等の適用はありません。

### 【多子世帯の軽減】

市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯は、同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合、2子目は半額、3子目以降は無料となります。

市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、扶養している小学生以上の子どもを含めて2子目は半額、3子目以降は無料となります。

市町村民税額が非課税の世帯は、扶養している小学生以上の子どもを含めて2子目以降は無料となります。

ただし、上の子どもの年齢、勤務状況により軽減対象とならない場合があります。

### 【ひとり親世帯等の軽減】

ひとり親世帯等のうち、第2階層の世帯は無料、第3階層の世帯及び第4階層の世帯のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は、扶養している小学生以上の子どもを含めて2子目以降は無料となります。ただし、上の子どもの年齢、勤務状況により軽減対象とならない場合があります。